

平成28年度 関西大学
年史資料展示室 企画展

関西大学の 創立者たち



関西法律学校創立の地 願宗寺

関西大学の創立者たち

関西大学の前身である関西法律学校は、明治19年(1886)11月4日、12名の創立者たちにより、大阪西区京町堀の願宗寺で開校した。



初代校主

よしだ かずし
吉田 一士 [1858~1891]

初代校主
民間にあつて、関西法律学校創立の中心的な役割を果たす。関西法律学校の記念すべき第1回目の講義は、吉田が講じる経済学であった。

東京の明治義塾法律学校と一緒に教育に携わった。



第3代校長

旧知の仲

ありた とくいち
有田 徳一 [1836~1896]

第3代校長
陸軍出身で謹厳実直な風であるが、実は温和人柄で、学生の少々の騒ぎは大目に見ていた。校長在任中の第一の功績は、司法省指定認可を得たことで、これにより入学者が増加した。



こじま くれかた
児島 惟謙 [1837~1908]

名誉校員、大阪控訴院長



おおしま さだとし
大島 貞敏 [1838~1918]

名誉校員、大阪始審裁判所長

講師を務めた司法官たちの上司として、関西法律学校への出講を許した。

幼少からの友



どい みちお
土居 通夫 [1837~1917]

名誉校員、鴻池家顧問
児島惟謙とは幼少からの友であり、関西法律学校創立資金として100円を用立てた。

名誉校員



いのうえ みさお
井上 操 [1847~1905]

講師、大阪控訴院判事
国費で法律を学んだのだから、後進を教育して国恩に報いねばならないと語り、その信念で関西法律学校の創立と教育に携わった。



つるみ もりよし
鶴見 守義 [1858~1939]

初代学監・講師、大阪始審裁判所判事
明治19年2月から明治28年6月まで、足かけ10年大阪にいて、創立者の中では最も長く関西法律学校の講師として教壇に立った。



おぐら ひさし
小倉 久 [1852~1906]

初代校長・講師、大阪控訴院検事
学生からの人望が厚く、転任が決まったとき、学生が請願書を起草して大阪留任を願ったという逸話が残る。



のむら ちんきち
野村 鈺吉 [1855~1896]

講師、大阪始審裁判所検事
ほかの講師がボアソナードが教えたフランス法を学んでいたのに対し、野村は東京大学英法科でイギリス法を学んだ司法官であった。

講師



しかた きどう
志方 鍛 [1857~1931]

講師、大阪始審裁判所判事
創立の経緯を記した書状を残している。蘇東坡の詩を愛する文人肌の人物で、『恕堂遺稿』と題する詩集一卷がある。



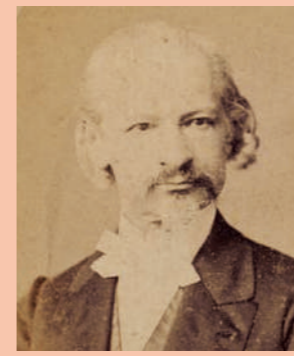
てづか たろう
手塚 太郎 [1862~1932]

講師、大阪始審裁判所検事
最年少の25歳で、その講義はノートの取りやすい整然としたものであった。漫画家手塚治虫の祖父にあたり、『陽だまりの樹』には少年時代の手塚太郎が登場する。



ほった まさただ
堀田 正忠 [1859~1938]

講師、大阪控訴院検事
よどみなく流れるような講義を行ったが、休講が多かったという。著書『治罪法釈義』は、当時の法学書のベストセラーであった。



ボアソナード [1825~1910]

明治維新後の司法制度改革と法典編纂のため、明治6年、明治政府の法律顧問として来日した、いわゆるお雇い外国人の一人である。司法省法学校の教壇にも立ち、多くの人材を育てた。明治22年、関西法律学校へ来校する。

学生や門人であった彼らにフランス法を教えた。

卒業式の今昔

創立から3年後の明治22年(1889)、第1回目の卒業式を迎えた学生はわずか17名だった。現在、関西大学は大学、大学院、併設校舎あわせて3万人を超える学生を擁し、毎年6千人以上の卒業生を送り出す一大学園に発展した。



明治22年第1回卒業式記念写真
卒業生17名のうち11名が写る。



明治24年第3回卒業式記念写真
興正寺での記念写真で、「関西法律学校」の扁額がかかる。最前列には講師が座り、右から3人目は手塚太郎、4人目は鶴見守義、左端は有田徳一、左から4人目は井上操である。第3回卒業生は21名。



現在の卒業式

関西法律学校設立の主旨

吾人は空気を呼吸して社会に生活する者なり、而して吾人が生活する所の社会は法律規約を以て成立す。然れども吾人の生活に關し空氣の須臾も得て離る可らざることを知らざるべからずと雖ども、必らずしも之を分析して其原素を究むるを要せず。法律と經濟の事に至りては否らず。吾人國民にして其國法を知らず、其原理を究めざるときは、則ち社会の表面に立ち、人に接し自ら処すること能はず。故に法律及經濟の學は吾人日常須臾も離る可らずして、取も直さず國民たるの本分を盡し、社会に生活を遂ぐる所以の道を講習する方法にして、何人と雖ども講修せざる可らざるものとす。

方今奎運旺盛に屬し、法律學は最須要の學科なることを公認せられ、輒近東京府下の如きは官私設立法律學經濟學の校舎に乏しからず、各地有志の輩胥率て研究場討論會を企つる者尠なからざるも、各地素より其專修の師友に乏しく、徒らに各自獨學固陋の見解を主張し漫論臆説底止する所を知らず。概ね筆舌健快者の压倒する所となり、漸く其論局を結び、余弊或は立法の真意に背戻し、履行の方針を誤まるの憾なきことを保せず。是各地專修の學者



先達者を得る能はず、隨て専門講修の校舎無きの致す所にして、我大坂府の如き未だ嘗て一大專修學校設立の企圖あるを聞かず、罕れに代言代書を業とする專業家數輩の家塾あるを見るのみ。嗟呼何ぞ府下人士の人生重要な學事を輕視するの甚しきや。抑我大坂は全国の首府東京に垂ぐ一大都府に位し、広く海外諸國に比例するも、我東京と大坂と猶ほ佛國巴リの里昂に於るが如く、商事工業諸取引の關係繁多ならずと謂ふ可からず。日常衣食生計の度も低しと謂ふ可からず、内外交渉の事件貴賓官吏紳士貴女學者工藝家の往來交通も亦頻繁ならずと謂ふべからず。然り而して人生重要な法律經濟學等の一大專修學校を設立せざるは何ぞ

や、蓋し我府下の人士は法律の思想を有せざる歟、經濟の智識に乏しき歟、文學芸術の才能に劣れる歟、夫れ然り豈其然らんや。我大坂は夙に文學に優なるの地にして、古來碩學能者を出す一にして足らず、就中文政天保年間には大儒中井履軒・竹山、大塩中齋の如き、降て篠崎小竹等其他有名の文人學士彬々輩出不可勝數。唯だ惜むらくは當時未だ歐米文明の原素を輸入せざりし空想時代の閑文字たりしを以て、成學の輩自ら之を實地實用に施すこと能ざりしのみ。

然らば則ち我大坂は文學有素の地にして、自今先輩先覺者たるものは務めて後進教養の方、一に其方嚮を實學實踐の學科に指導するの勞を取るべきのみにして、其勞たる亦易々ならずや。然るに明治維新業已に十九年を経過する今日に至り、僅々英漢學普通中學校舎の設立に止まるものは他なし。我府人士の法律思想を有せざるにあらざる、經濟の知識と文學芸術の材能に乏しきが爲めにあらざるして、全く専門教師に乏しきに職由し、先輩先覺者の指導誘掖の足らざりしに坐するものと謂はざるを得ず。顧ふに今にして設立せざれば、往々其學を專修せんと欲する者あるも遠く東遊するの學資を得る能はずして止む者あるのみならず、適其資金に不足なき者と雖ども、父母堂に在り遠遊する能はざる等の事情に妨げられ、亦其素志を果すの途なきに窮する者尠なからざるべし。余等茲に慨する所あり、首として學資を節し、遠遊を須ひず、坐から人生須要の學修を成すの便宜を得せしめんことを企圖し、現に當府控訴院及始審裁判所に在勤せられ居る檢事從六位堀田正忠君・評定官從六位法律學士井上操君・檢事法律學士從六位小倉久君・判事法律學士鶴見守義君・同志方鍛君・檢事法律學士從七位手塚太郎君等に就き、先づ府下に於て一大專修學校を設立せんことを謀り、深く學士諸君の贊成を得たるを以て乃ち諸君を招聘し、以て汎く内外の法律及經濟學等の教授を乞ひ、延て関西地方に及ぼし、別に各地に支校を置き將に大いに法律及經濟學を修むるの便を開かんとす。有志の士斯意を諒し本校の設立を贊成せられ、併せて來學あらんことを望む。

「関西法律學校設立の主旨」は、明治19年10月、関西法律學校で最初に公にされた刊行物「関西法律學校規則」の巻頭に掲載されています。難しい言葉の多い文章ですが、何度も読み返してみてください。「讀書百遍」の言葉通り、次第にその意味が分かってくると思います。原文は漢字カタカナ交じり文ですが、読みやすくするためひらがなに改め、句読点やルビを補いました。原文は、本資料を発見された山野博士法学部教授の論考（「関西法律學校規則」を復刻する）（「関西大学年史紀要」第17号、平成20年）に掲載されています。